



ネットワーク社会における中国著作権法権利制限規定の改正と課題(特集：高度情報通信ネットワーク社会における知的財産法制の役割(その1))

儲, 翔

(Citation)

神戸法學雑誌, 72(1/2):25-43

(Issue Date)

2022-09-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100476938>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476938>



神戸法学雑誌第七十二巻第一・二号二〇二二年九月

ネットワーク社会における中国著作権法 権利制限規定の改正と課題

儲

*
翔

I はじめに

中国著作権法は、1991年6月1日に初めて施行され、2001年と2010年に二度の改正を経て、2020年に三度目の改正を迎えた。改正法は、2021年6月1日に施行されている。従来、中国では、著作権の権利制限について一般条項を設けておらず、制限事由を限定列挙する方式を採用してきた⁽¹⁾。そして、ベルヌ条約やTRIPS協定に加盟しているため、これらの国際条約に定められているスリーステップテストも著作権法に規定されている⁽²⁾。

* 儲翔、中国華東政法大学知的財産学部准教授。

- (1) 中国著作権法において、権利制限規定には、「合理的使用」と「法定許諾」との二種類ある。前者は、著作権者による利用許諾も要らず、報酬を支払う必要もないものとし、後者は、利用許諾は要らないが、報酬を支払う必要はあるとしている。胡康生『中華人民共和国著作権法釈義』（法律出版社、2002年）98頁参照。なお、「合理的使用」（中国語では、「合理使用」と書く）という用語は、米国著作権法第107条の「フェアユース」と意味が似ているが、中国法上の「合理的使用」は、個別の制限事由を限定列挙するに留まり、米国型フェアユースのような一般条項を設けていないことで大きな違いがある。
- (2) スリーステップテストについて、2020年法改正の前に、中国著作権法に規定されなかったが、2002年に中国国务院が制定した行政法規である「著作権法实施条例」21条に規定される。ベルヌ条約9条2項において、規定は、複製権に限定す

限定列举方式は、米国著作権法第 107 条のような一般的包括的な権利制限規定（フェアユース規定）と対照的に、立法者が具体的な権利制限事由を著作権法に予め創設し、裁判官が案件の審理において個別の制限事由を適用し権利制限の成否を判断するものである。限定列举方式は、法律上明文の規定があるため、抽象的な一般条項より法的安定性や予測可能性が比較的に高いと評価される。ここ二十年、中国ではインターネットの普及やデジタル技術の革新が急激に進展し、著作権法を取り巻く環境が大きく変化した。法定の制限事由に規定されていない著作物の利用方法が続出し、権利侵害に当たるかどうかの境界線が明確でなくなりつつある。⁽³⁾ こういった状況の中で、一部の学者は、限定列举方式を改革して米国型フェアユース規定といったような柔軟な権利制限規定を導入すべきであると主張した。⁽⁴⁾ その一方で、成文法を基礎としている中国法体系からして、一般条項を導入することは、法的安定性や予測可能性を損なう問題が発生しうることから、限定列举方式を維持すべであるとの反対説もあった。⁽⁵⁾ 学説上のこうした議論は、今回の著作権法改正にも反映されている。法改正の段階で、改正作業を担当する中国国家版權局がネット化社会の既存課題と将来の新しい問題を包括的に解決する目的に基づき、限定列举方式を撤廃し柔軟性のある立法形式へと改革しようとする改正案を提出した。⁽⁶⁾ しかし、最終的

るものとされていたが、TRIPS 協定 13 条により、その他の支分権にカバーするようになったものである。現行中国著作権法では、スリーステップテストの適用は、複製権のみならず著作権法に挙げられた制限事由全体に及ぶものとする。

- (3) 例えば、コンピューターの利用に伴う一時的複製が複製権の侵害になるかという問題について、現行法では、権利制限の法定事由では、当該問題について規定されていないが、通説では、一時的複製は、コンピューターの利用に伴う付随的利用であり、著作権法上の複製に該当しないと解釈しているものである。王遷『網絡版權法』（中国人民大学出版社、2008 年）8 頁以下参照。
- (4) 盧海君「合理使用一般条款的猜想与証明」政法論叢 2007 年第 2 期 47 頁参照。
- (5) 詹啓智「論合理使用的『其他情形』——對著作權法修訂草案送審稿的修訂建議」科技与出版 2014 年第 2 期 53 頁参照。
- (6) 李明徳・管育鷹・唐広良著『著作權法專家建議稿說明』（法制出版社、2012 年）410 頁以下参照。なお、著作権法の権利制限に関する改正の経緯、学説や議論

に可決された法案にこれは採択されず、依然として限定列举方式が維持されたままであった。

もっとも、立法の慎重さと対照的に、司法の側面では改革の試みが多く行われた。インターネットに関連する著作権法上の問題を解決するために、司法が積極的に役割を果たしたのである。裁判所は、個別の案件を適切に処理するために、しばしば中国法に規定されていない米国型フェアユース規定や変容の利用 (Transformative Use) の法理を引用し、限定列举方式の枠を超えようとしてきた。これは、国際的な裁判実務の経験を大いに学ぶという意味で、中国の著作権法は比較的ユニークな発展の道を開いたと言える。但し、法定制限事由の範囲を超えた判決によって、立法と司法の乖離という問題が生じていることも現状である。そして、著作権制限に関する判断の基準や法的安定性がいかに保障されるかという根本的な課題は、未解明のまま残されている。

本稿では、このような問題意識に基づいて、まず、中国著作権法における権利制限規定を紹介したうえで、法改正の中で特に議論が多い一般条項の導入に焦点を当てて学説の状況を整理する。次に、中国の裁判実務上、裁判所が一般条項の適用基準を如何に解釈したかを考察する。最後に、今後立法論上の課題について検討を行う。

II 中国著作権法における権利制限規定の構造

中国著作権法では、権利制限規定について「合理の使用」と「法定許諾」の二類型がある。前者の場合、現行著作権法第24条に規定されており、著作物の利

の状況を紹介する論考として、呉漢東「人工知能生成作品の著作権法之問」中外法学 Vol.32, No.3 (2020)、蔣舸「論著作権法的『寛進寛出』結構」中外法学 Vol.33, No.2 (2021)、王遷「『著作権法』修改：關鍵条款的解読与分析 (上)」知識産権 2021 年第 1 期、王遷「『著作権法』修改：關鍵条款的解読与分析 (下)」知識産権 2021 年第 2 期、張金平「人工知能作品合理使用困境及其解決」環球法律評論 2019 年第 3 期などがある。

(7) 中国著作権法第24条

用に関して著作権者による許諾も要らず、報酬も支払わないことを意味する。

次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名又は名称、著作物の名称を明示しなければならず、かつ当該著作物の通常の利用を妨げてはならず、著作権者の法的権益を不当に害してはならないものとする。

一、個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合

二、ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合

三、ニュースを報道するために、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合

四、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、他の新聞・提起刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体により既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合、但し著作物が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない

五、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合、但し著作権者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合は、この限りでない

六、学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、翻案、編集、放映又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合、但しそれを出版又は発行してはならない

七、国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合

八、図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館、文化館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合

九、既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演とは公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わず、かつ営利目的ではない場合をいう

十、屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合

十一、中国公民、法人又は非法人組織により既に公表済みの全国共通言語文字により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合

十二、読字障害者が感知できる方式で既に公表された著作物を障害者に提供する場合

十三、法律、行政法規が定めるその他の場合

同24条には、権利制限の一般条項が設けられておらず、個別の制限事由を限定列挙する方式が採用されている。この点は、大陸法の著作権法に近い。法定許諾とは、著作権者による許諾は要らないが、報酬の支払う義務があることをいう。大陸法の国々では、法定許諾を特別な類型とせずに権利制限の法定事由に取り入れる立法が殆どであり、この点は、中国の法定許諾規定はやや異なっている。⁽⁸⁾ 合理的使用という言葉の中国語意味は、米国著作権法第107条のフェアユースに近い意味を有しており、本来ならば、限定列挙方式を採用した中国の権利制限規定に使うのは、必ずしも適切と言えないものの、講学上そのように一般的に使われてきている。⁽⁹⁾

1. 現行法における権利制限規定の全体像

従来、権利制限の規定は、中国著作権法に列挙された条項の以外に、「著作権法实施条例」や「情報ネットワーク送信権保護条例」等の行政法規においても規定される。中国法上の行政法規とは、中央政府の国务院が制定する法令であり、主に憲法や法律の授權に基づいて、法律を実施する事項を定めるものであると位置付けられている。⁽¹⁰⁾ これらの条例は、法体系上著作権法の下位にあり、著作権法の授權に基づき制定され、著作権法が規定した内容を越えないものとされている。そして、これらの条例は、通常著作権法改正の度に新法の規定に照らし改正される。⁽¹¹⁾ そして、改正前に個別の制限事由を著作権法に、スリース

(8) 1991年著作権法の法案では、権利制限について「合理的使用」、「法定許諾」と「強制許諾」に分類されたが、成立した著作権法には、「強制許諾」の規定は採択されなかった。元国家版權局局長宋木文「中国著作権法（草案）についての説明」（1989年12月20日）参照。下記サイトにて掲載。（http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1989-12/20/content_1479229.htm）

(9) 王遷『知識産権法教程（第7版）』（中国人民大学出版社、2021年）285頁。

(10) 中国「立法法」第65条参照。

(11) 例えば、2010年に著作権法第二次改正の後に、2013年に「著作権法实施条例」や「情報ネットワーク送信権保護条例」が改正された。現行著作権法に関する「著作法实施条例」等は、現在改正作業中である。

テップテストを「著作権法实施条例」にそれぞれ規定されている。今回の法改正において、スリーステップテストを著作権法に取り入れたものである。旧法では、権利制限の事由を12号列挙したが、法改正において13号「法律、行政法规が定めたその他の場合」を新設した。このように、中国法上の権利制限規定は、著作権や関連の行政法规に散在している特徴がある。ここで、複雑な権利制限の規定を明らかにするために、合理的使用と法定許諾を分けて具体的に紹介するものとする。

第一に、合理的使用について著作権法第24条に規定されている。同24条には、まず、柱書に「当該著作物の通常の利用を妨げてはならず、著作権者の法的権益を不当に害してはならない」と定められている。これは、ベルヌ条約やTRIPS協定に規定されているスリーステップテストをもとに、国内法として2002年に「著作権法实施条例」に初めて導入された⁽¹²⁾。そして、今回の法改正で24条に書き込まれたものである。次に、1～13号にかけて著作権制限の事由を具体的に例示している。改正前に、制限事由は12号までとされていたが、現行法において13号が新設されたものである。但し、同13号に「法律、行政法规が定める」という前提があるため、論理上、法律又は行政法规に定めがない場合に、裁判官がその他の事由を認める権限が制限されると解される。従って、新24条は限定列举主義を変えていないものである。そして、文理解釈に従うならば、ある著作物の利用行為が権利制限に該当するかどうかを判断する際に、24条にあげられている1～13号の具体的な事由に照らしながら該当性を判断するに止まらず、スリーステップテストによる最終チェックが必要であると解される⁽¹³⁾。そして、「情報ネットワーク伝達権保護条例」においても、著作権法24条規定の範囲内で、ネットワーク上の送信権に関する権利制限の規定が設けられている⁽¹⁴⁾。但し、この規定も著作権法の範囲を超えたものではなく、送信権に関

(12) 王遷『網絡版權法』（中国人民大学出版社、2008年）277-278頁。

(13) 王遷『知識產權法教程（第7版）』（中国人民大学出版社、2021年）285頁。

(14) 「情報ネットワーク伝達権保護条例」第6条

情報ネットワークを通じて他人に作品を提供する際に、以下の状況に適合する

する権利制限の実施をより明確にすると位置づけられている。

中国法上の合理的使用に該当するために、その対象となる著作物は、公表済みのものに限定される。著作権者に許諾を得ることや報酬を支払うことも必要ではない点からして、その法的性質には、利用者が著作権者に対する抗弁であるとの学説がある。⁽¹⁵⁾そして、「当該著作物の通常の利用を妨げてはならず、著作権者の法的權益を不当に害してはならない」との規制があるため、例えば、「個人的な学習、研究又は鑑賞」の場合に、ネット上のユーザーが大量の音楽、映画やソフトウェア等をダウンロードする場合に、実質的に著作権者の市場利益に弊害を与えるため、合理的使用と認められないと解される。⁽¹⁶⁾その一方で、合理的使用に構成すれば、著作物を無許諾かつ無料で利用できることになり、特にネットワークの環境で、著作権者の利益を如何に保障するかが問題である。一部の学者は、欧米の補償金制度を倣って、特定のデジタル媒体に対し補償金

場合、著作権者の許可を得ず、また報酬を支払わなくてもよい。

- (一) ある作品を紹介や評論するため、あるいはある問題を説明するために、公衆に向けて提供する作品の中で既に発表した作品を適切に引用する場合
 - (二) 時事ニュース報道のために、公衆に向けて提供する作品の中で他人がすでに発表した作品をやむを得ず再現または引用する場合
 - (三) 学校の授業での教学や科学研究のために、少数の教学や科学研究の人員に向けて少量の他人がすでに発表した作品を提供する場合
 - (四) 国家機関が公務執行のために、合理的な範囲で公衆に対してすでに発表した作品を提供する場合
 - (五) 中国の公民や法人或いはその他の組織が発表済みの、漢字で創作された作品を、少数民族の言語、文字の作品に翻訳し、中国国内の少数民族に提供する場合
 - (六) 非営利的な目的のために、視覚障害者が感知することのできる独特の方法で視覚障害者に対して発表済みの文字作品を提供する場合
 - (七) 公衆に対して、情報ネットワーク上で発表済みの政治や経済に関する時事的な文章を提供する場合
 - (八) 公衆に対して、公衆を前にした集会で発表された講演を提供する場合
- (15) 崔国斌『著作権法 原理と案例』(北京大学、出版社2015年) 577頁。
- (16) 王遷『知識産権法教程 (第7版)』(中国人民大学出版社、2021年)

を課する制度を導入すべきであると提案したが、⁽¹⁷⁾現行法では未だに実現していない。なお、個別事由の改正については、ネットワークの世界で、私的使用が多く発生し、「個人的な学習、研究又は鑑賞」の場合、適用の範囲が広すぎると指摘し限縮すべきであるとの観点もあった。⁽¹⁸⁾この点についても、改正法に反映されていない。

第二に、法定許諾の規定に関して、現行法では、「教科書への著作物の利用」、⁽¹⁹⁾「刊行物への転載」、⁽²⁰⁾「録音製品の製作」⁽²¹⁾と「著作物の放送」⁽²²⁾との四種類が規定されている。さらに、「情報ネットワーク伝達権保護条例」において、「教材の制作

(17) 王遷『網絡版權法』（中国人民大学出版社、2008年）319頁参照。

(18) 崔国斌『著作権法 原理と案例』（北京大学、出版社2015年）582、585頁。

(19) 著作権法第25条第1項に、「義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、写真著作物、図形著作物を編集することができる。但し、規定に基づき報酬を支払わなければならない、著作者の氏名・著作物の名称を明記しなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。」と規定されている。

(20) 著作権法第35条第2項に、「著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。」と規定されている。

(21) 著作権法第42条第2項に、「録音製作者が、録音製品として合法的な既に収録済みの他人の音楽作品を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。」と規定されている。

(22) 著作権法第46条第2項に、「放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬は支払わなければならない。」と規定されている。

とネット送信」⁽²³⁾、「ネットを通じて農村部へ特定著作物の提供」⁽²⁴⁾が定められている。法定許諾が合理的使用との違いは、報酬支払い義務の以外に、著作物の利用者が教科書の編集者、テレビ局等の特定のものに限られること、利用される著作物の種類が言語、音楽又は美術の著作物等の一部の著作物に限定されること、そして、著作物の利用が営利目的であってもよいこと等がある⁽²⁵⁾。

2. 法改正における権利制限一般条項をめぐる学説の整理

中国著作権法の第三次改正は、2011年から正式にスタートした。法改正の段階では、権利制限一般条項の導入を巡り、学説上の議論が多かった。多くの学説

-
- (23) 「情報ネットワーク伝達権保護条例」第8条に、「情報ネットワークを通じて九年制義務教育や国家教育計画を実施する場合、著作権者の許可を得ずに発表済みの作品断片や短編の文字作品、音楽作品や単品の美術作品、撮影作品を使用して教材を制作することができ、教材を制作し若しくは教材を合法に入手した遠隔教育機構が、情報ネットワークを通じて学生に提供することができる。但し、著作権者に報酬を支払わなければならない。」と規定されている。
- (24) 「情報ネットワーク伝達権保護条例」第9条に、「貧困支援のために、情報ネットワークを通じて農村地区の公衆向けに中国の公民や法人またはその他の組織が発表済みの栽培・養殖、病気の予防・治療、防災・災害減少といった貧困支援に関連する作品や基本的な文化的ニーズに適合する作品を提供する場合、ネットワークサービス提供者は提供前に提供する作品およびその作者、報酬支払いの基準を公告しなければならない。公告日から30日以内に著作権者が提供に同意しない場合、ネットワークサービス提供者はその作品を提供してはならない。公告日から30日が過ぎて著作権者から異議のない場合、ネットワークサービス提供者はその作品を提供することができ、また公告の基準に基づいて著作権者に報酬を支払う。ネットワークサービス提供者は著作権者の作品を提供した後に、著作権者が提供に同意しない場合、ネットワークサービス提供者は速やかに著作権者の作品を削除し、また公告の基準に基づいて著作権者に作品を提供した期間の報酬を支払う。前項の規定に基づいて作品を提供する場合、直接または間接的に経済的利益を得てはならない。」と規定されている。
- (25) 呉漢東編著『知識産権法学（第六版）』（北京大学出版社、2013年）79頁参照。
- (26) 中国の学術論文データベース「中国知網」（www.cnki.net）に「著作権」と「合理的使用」をキーワードとして検索したところ、2011年から2020にかけての論

は、限定列举主義の限界を指摘しより柔軟な規定へと改正すべきであると見解を述べている。具体的な提案は様々であったが、米国型フェアユース規定と大陸法権利制限の規定を比較するうえで、中国法改正の方向性を提示することが基本的な考え方である。例えば、李琛教授は、欧米制度の歴史や運用状況を考察したところ、中国法の改正について、既存の法定事由をできる限り明確に記載する一方で、規定されていないその他の事由については、米国型フェアユースのような判断要素を導入し裁判官により広範な裁量権を与えるべきであると主張した。⁽²⁷⁾そして、同教授の論文は、ドイツ法上の実質的利用（Substantial taking）と自由利用（Free utilization）の概念も言及し、権利制限一般条項に似たような効果がある制度のモデルを研究した。⁽²⁸⁾万勇教授は、人工知能分野のデータマイニングにおける著作物の利用を論ずる際に、Alain Strowel 教授が提唱した著作物的利用の概念に注目し、著作物の表現そのものを利用する目的としないデータマイニングは、著作物的利用ではないと述べ、権利制限を判断する際に、一般条項の代わりに著作物的利用という概念を用いることができると主張した。⁽²⁹⁾

一般条項の導入を支持する見解の中で、代表的なものは、政府により法改正の研究が委託された専門家が提出した「著作権法専門家建議稿」である。⁽³⁰⁾同建議稿において、スリーステップテストを一般条項として導入し、旧法1～12号の例示を維持するうえで、さらに「その他合理的使用の場合」を13号として新設するとの提案がなされたものである。こういった提案を受けて、2014年6月6

文数は、2300本を超えている。

- (27) 李琛「論我国著作権法修訂中『合理使用』的立法技術」知識産権2013年1期17頁以下参照。
- (28) 李琛「論我国著作権法修訂中『合理使用』的立法技術」知識産権2013年1期15頁参照。
- (29) 万勇「人工知能時代著作権法合理使用制度の困境与出路」社会科学2021年第5期97頁参照。
- (30) 李明徳、管育鷹、唐広良著『著作権法專家建議稿説明』（法制出版社、2012年）5頁以下参照。

日に国务院が改正案をネット上公表した。⁽³¹⁾改正案13号の「その他の場合」を設けることで、裁判官の裁量により法定事由の以外の合理的使用が生じうる。こうした改正案に対して、学説では賛否両論であった。一部の学者では、これにより、情報化社会において新しい状況により柔軟に対応できると賛成する。他方、否定説は、中国がベルヌ条約やTRIPS協定に加盟した以上、国内法の規定は、スリーステップテストに適合しなければならないものであり、その前提となる条件には「特殊の事由において」があるため、権利制限事由の範囲を無限に拡張すべきではないと主張している。⁽³²⁾最終可決された法律は、上記専門家の意見を採択せずに限定列举方式を維持したままである。可決されなかった理由は明確に述べられていないが、学説上統一した意見が形成していないことが要因の一つであろう。そして、EUの「デジタル単一市場著作権指令」における権利制限一般条項の議論を参考したことも大きな理由である。「デジタル単一市場著作権指令」の法案の段階では、米国型フェアユースの導入が言及されていたが、最終的に採択されなかった。こうしたことを鑑み、中国も慎重に検討すべきであると指摘した学説がある。⁽³³⁾現在、欧米でも論争がまだ収まらない一般条項を中国に導入するには時期尚早ではないかと立法者が慎重に考えたのであろう。

Ⅲ 裁判例における権利制限の一般条項の運用

権利制限の一般条項の導入に関して、立法者は慎重な姿勢を示しているものの、司法の場面では、裁判官が積極的に一般条項を適用する傾向が見える。中国著作権法は、凡そ10年に一度法改正が行われる程度である。権利制限規定は、

(31) 国务院法制弁公室『著作権法改正案（送审稿）』第43条。http://www.gov.cn/xinwen/2014-06/10/content_2697701.htm

(32) 熊琦「著作権合理使用司法認定標準积疑」法学2018年1期187頁。

(33) 万勇「人工知能時代著作権法合理使用制度の困境与出路」社会科学2021年第5期100頁。

限定列举方式を採用している以上、インターネットやデジタル技術の急激な進展に対応しきれないケースが増えつつある。こうした状況の中で、司法が個別案件の解決に向けて法条文の意味を拡張して解釈する方法を採用したり、一般条項の適用を積極的に展開したりしてきたものである。早期の事例では、裁判所が法条文の文言を拡張解釈するものが多かったが、近時では、米国型フェアユースのような一般条項を裁判に直接に適用する傾向が見える。

1. 裁判における一般条項の適用の背景

中国では、知的財産法分野において裁判による法創造が早くも存在していた。⁽³⁴⁾ 蘇力教授は、パロディ問題を検討する論文において、法と社会の相互関係に着目し、ある創作の目的が社会風刺や批判にあり、そして、原著作物を引用したところ大衆文化の発達や新しい良いものの創作に貢献がある場合に、法条文を超えた法律解釈は許されるべきである⁽³⁵⁾と見解を述べた。早期の事例では、複製機器の普及やメディア技術の発展により、ある著作物の利用方式が権利制限の法定事由に合致しないように見えるが、裁判官の判断で著作権者に実質的に損害を与えないものとし、合理的使用に該当すると認める裁判例がある。例えば、1995年北京映画学院事件では、学生が学業履修の一環としてある作家の小説を脚本化し映画を試作した。その後、同映画は、学内に放映され、さらに1994年フランスの国際学生映画祭に参加した。こうした事実に対し、裁判官は、学生が小説の脚本化、映画化そして学内での上映は「教育目的」に基づくもので合理的使用と認め、フランス国際学生映画祭への参加は、著作権侵害に該当すると判断した。本件は、1990年著作権法第22条第1項第6号⁽³⁷⁾に基づいて

(34) 早期の事例では、中国の裁判官はロック（John Locke）の労働理論に基づき知的財産をある一種の自然権利と認識しながら、知的財産の保護範囲や権利内容を拡張解釈するなど、権利者保護の強化を図るものであった。崔国斌「知識産権法官造法批判」中国法学2006年1期144頁以下参照。

(35) 蘇力「劇法的法律保護和限制」中国法学2006年第3期14-16頁。

(36) 崔国斌『著作権法 原理と案例』（北京大学、出版社2015年）608頁。

(37) 1990年著作権法第22条第1項第6号に、「学校の教室における授業又は科学研究

判決したものである。そもそも、本号は、学校教育目的に関する権利制限であり、法定事由における著作物の利用方法は、少量複製と翻訳に限定される⁽³⁸⁾。本件では、学生による脚本化や映画化は、事実上改編に等しいものと言える。但し、本件判決において少量複製、翻訳と改編との区別に触れず、裁判官は、主に教育範囲内での利用や学外への流通がなされていない等を強調し権利者に損しないことを合理的使用の判断基準にしたものである。

2008年に公表された『国家知的財産戦略綱要』において、中国は知的財産権保護強化の一環として司法に主導的な役割を果たせるとの政策を掲げた。こうした重要な政策を背景に、中国の最高裁判所は知的財産権保護に関する司法政策を新たに制定するようになった。特に、インターネットの普及や技術革新に伴い、著作権法が直面する新しい問題が増えると共に、司法が個別案件において合理的に解決するために現行法を超えた解釈を行う現象が多くなる。新たな司法政策は、ある意味ではこうした裁判による法創造の正当性を根拠づけたものである。学者の中では、立法の権威を損なうことや裁量権の濫用を懸念すると指摘し、裁判による法創造を批判する説もある⁽⁴⁰⁾。しかし、歴史的にみると、中国の知的財産法は、1980年代以降国際条約や欧米から法移植で制定されたものであり、こうした舶来品を中国社会に適合し定着させるまでは、裁判による法創造で試行錯誤を繰り返すことが必要であろう。

のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合、但しそれを出版又は発行してはならない」と規定されている。

(38) 胡康生『中華人民共和国著作権法釈義』法律出版社2002年107頁。

(39) 中国知的財産権関連各法律では、制定当初から行政保護と司法保護が並存している特徴がある。WTO加盟をきっかけに、司法が終局的な裁決であることがTrips協定に要求されるため、司法保護の主導性がますます強まった。孔祥俊『知識産権法律適用的基本問題』（中国法制出版社、2013年）12頁以下参照。

(40) 李琛「論我国著作権法修訂中『合理使用』の立法技術」知識産権2013年1期16頁参照。

2. 米国型フェアユース規定とスリーステップテストの適用

スリーステップテストについて、国際条約ではその拘束力を必ずしも明確に規定していないため、中国においても直接適用可能性を巡り見解が分かれている⁽⁴¹⁾。学説の中では、スリーステップテストは、各加盟国の国内法を指導する抽象的なルールであり、判決に直接適用することが適切ではないという観点がある⁽⁴²⁾。その一方で、裁判官からは異なった見解が示されている。元中国最高裁判所判事孔祥俊氏は、インターネット産業の発展と著作権保護の関係を論ずる際に、ネット上著作物のキャッシュの提供といったようなネット産業に有益な著作物の利用形式については、スリーステップテストを照らし合理的使用の可否を判断すべきであると見解を述べている⁽⁴³⁾。

2011年⁽⁴⁴⁾グーグル図書館著作権侵害事件において、ある中国人作家が中国の裁判所においてグーグル社を相手に著作権侵害訴訟を起こした。本件では、グーグル社が原告の小説を全文スキャンしてデジタル化したことに対して、第

(41) 万勇「人工知能時代著作権法合理使用制度の困境与出路」社会科学2021年第5期101頁。

(42) 李琛「論我国著作権法修訂中『合理使用』的立法技術」知識産権2013年1期17頁参照。

(43) 孔祥俊『知識産権法律適用の基本問題』（中国法制出版社、2013年）430頁参照。

(44) 第一審北京市第一中級人民法院（2011）一中民初字第1321号民事判決書、第二審北京市高級人民法院（2013）高民終字第1221号民事判決書参照。同事件は、グーグル図書館プロジェクトを巡る著作権侵害訴訟である。米国グーグル社が中国人作家王莘氏が書いた小説をスキャンしてデジタル化し、グーグル北京子会社が同小説の概要やスニペットをグーグルのブック検索において検索結果として表示するなどに対し、作家の王莘氏がグーグル米国とグーグル北京を相手に著作権侵害の訴訟を提起したものである。判決の結果では、裁判所が原告側の請求を一部支持した。第一審裁判所は、小説のデジタル化について複製権侵害を認めたが、ブック検索での結果表示についてはネット送信権侵害と認めずに合理的使用であると判決した。複製権侵害について、被告側が米国において著作物の複製をしたため、米国法を適用すべきであるとして上訴したが、第二審裁判所は、被告側の合理的使用の証拠が不十分であるとして上訴を棄却したものである。

一審と第二審の裁判所は、当該利用行為が合理的使用とならず複製権の侵害に該当する、と判断が一致している。但し、判決の理由については、第一審と第二審の見解が分かれる。第一審裁判所は、スリーステップテストの規定を適用して合理的使用を否認したのに対して、第二審裁判所は、米国型フェアユースの四つの判断要素を検討したうえで合理的使用の証拠が不十分であると判決したものである。

そして、グーグルのブック検索において検索結果として著作物のスニペット等が表示される点について、第一審裁判所は、送信権侵害と認めず合理的使用に該当すると判断した。その判決の理由において、裁判官がドイツ法上の実質的利用 (Substantial taking) 概念や米国法上の変容的利用 ((Transformative Use) 法理を引用し、著作物の通常利用への妨げや著作権者の法的権益への不当損害とのスリーステップテストの要件を検討するのに用いたものである。結論として、裁判官は、グーグル社が著作物のスニペットをインターネットにおいて送信した目的は、利用者が小説の表現と思想を享受させるためでなく、公衆に図書の検索サービスを提供することにある。そのため、実質的利用に該当せず変容的利用であり、原告著作物の通常利用や法的利益に弊害を与えることがないと判断した。

本件第二審では、送信権に関する合理的使用について原告が上訴しなかったため、二審判決においてこれは深く論じられてない。但し本件第二審を担当した石必勝裁判官は、その後の論文において一審判決と異なった見解を表明した。石裁判官からは、合理的使用の当否は、著作権法が規定している法定制限事由の以外に、その他の特定利用行為についても合理的使用と認める余地があると一般論を述べたうえで、こうした法定事由外の合理的使用は幅広く認めるものではなく、米国著作権法第 107 条に挙げられる四つの判断要素とスリーステップテストの規定に照らし厳しく判断すべきであると見地を示した。⁽⁴⁵⁾ 石裁判官は、米国型フェアユースが参考できる理由を明言していないが、複雑な案件を

(45) 石必勝「合理使用認定的有罪推定」中国版權2014年第3期20頁。

より柔軟的に解決しうる一般条項の合理性を語っているのであろう。そして、中国最高裁判所が2011年に公表した司法政策⁽⁴⁶⁾において、ある著作物の利用行為が合理的使用であるかどうかを判断する際に、「技術の革新や商業の発展のために確実に必要であると判断される場合」に、米国型フェアユースに近い四つの判断要素を合理的使用の判断に適用することができると規定したものである。最高裁の当該政策により、下級裁判所は必要時に現行法の法定制限事由を超えてその他合理的使用を認定することが授權されたものと解され、裁判実務において積極的に役に立つことができるが、現行法上の根拠が不足している課題が残される。⁽⁴⁷⁾現行法においてスリーステップテストと限定列举方式が並存する立法形式を採用している以上、裁判所は、インターネット技術やビジネスモデルに関連する新しい事件においては、今後暫く上述の司法政策に従い審理するのであろう。

3. 変容的利用 (Transformative Use) 法理の導入

米国の判例法に起源した変容的利用 (Transformative Use) 法理とは、ある方面の価値を増加する形で原著作物を利用することをいい、米国連邦最高裁は、1994年 Campbell 事件において「二次的利用が原著作物の利用により新しい表現、新しい意義又は新しい機能を増加した場合に、原著作物の使用目的又は使用方式を変容したことで合理的使用にあたる」と指摘し、これは、当該法理が初めて適用された判例である。⁽⁴⁸⁾変容的利用について、中国著作権法には規定されていない。現行法では、他人の著作物の引用に関して、著作権法第24条第1項第2号において「ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人が既に公表した著作物を適切に引用する場合」を権利制限の一事由と規定されている。多くの裁判例では、「評論」や「ある問題を説明」

(46) 法発 (2011) 18号第8条。同司法政策は、下記の中国最高裁判所サイトにて掲載。<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-3534.html>。

(47) 王遷『知識産権法教程 (第7版)』(中国人民大学出版社、2021年) 309頁参照。

(48) 熊琦「著作権転換性使用の本土法積義」法学家2019年2期124頁参照。

により新しい著作物が創作されると理由をつけて、これにより利用の目的が変わったとし合理的使用に該当すると判断した。⁽⁴⁹⁾ 裁判所は、変容的利用と合理的使用の関係について、「ある問題を説明する目的とは、引用された原著物の芸術的価値そのものを展示する目的でなされたものではなく、何かの問題を説明するために原著物を引用したものであり、新しい著作物に引用されることにより原著物の芸術的価値や機能が変容した。そして、新しい著作物において、原著物の引用が必須でなくても、合理的使用に当たりうる。」⁽⁵⁰⁾と指摘した。インターネット関連事件において、裁判官が変容的利用の法理を適用し他人の著作物の引用が合理的であるかどうかを判断することが多い。例えば、前述のグーグル図書館事件で、検索結果に著作物のスニペットを表示することは、利用の目的が公衆に情報提供であり変容的利用に該当すると判断した。近年、中国では、スマートフォンの普及に伴い、ゲームの実況配信や二次的創作の短編動画等が多いに人気を呼んだ。これに伴い、ゲームのプレイ動画の配信や短編動画の製作等をめぐり、著作権者と動画製作者や配信者の間に著作権侵害の紛争がますます増える傾向である。学説上、他人の著作物を引用し短編動画を製作する場合に、変容的利用の法理を適用し合理的使用の該当性を判断することができる⁽⁵¹⁾と主張するものがある。

IV 今後の課題

中国では、ネットワーク社会における著作権制限のあり方に関する議論は数多くある。その中で、学説では、著作権法に権利制限の一般条項の導入に関して賛否両論であるが、司法政策の立場からは、米国型フェアユース規定のよう

(49) 熊琦「著作権転換性使用の本土法釈義」法学家2019年2期126頁参照。

(50) 上海知財裁判所（2015年）沪知民終字第730号「上海美術映画製作工場事件」。

(51) 徐俊「類型化視域下短視頻作品定性及其合理使用研究」中国出版2021年第17期17頁、許春明「行業共治視角下短視頻版權保護規則分析」中国出版2021年第17期7頁参照。

な一般条項の適用に賛成する傾向である。こうした相違の原因には、ベルヌ条約や TRIPS 協定が一般条項について明確な基準を設けておらず加盟国の国内法に委ねていることや、中国著作権法の参考モデルとなる米国法や EU 法も権利制限の立法形式に関する議論が続いており、法の予測可能性と柔軟性のバランスが取れる包括的な解決案が形成していないことを指摘している⁽⁵²⁾。個別案件において、米国型フェアユース規定のような一般条項を適用することで合理的な結論が導かれるかもしれないが、現行法条文を超えた解釈は、長期的に見ると混乱を招きかねないため、最終的に立法で解決を図るべきであろう。

中国国務院は、2017年に次世代の人工知能の発展計画を公表した⁽⁵³⁾。当該計画において、デジタル化、ネット化から知能化へと変化しつつある現代社会における基礎施設、技術開発、制度設計等をめぐる政府の計画が表明されている。これに伴い、中国では人工知能社会を見据えた権利制限規定の改正に関する論文が数多く発表された⁽⁵⁴⁾。その中で、人工知能における著作物利用方式の変化に注目する学者は、AIの機械学習や情報解析のために、大量の著作物を利用する場合に、現行法の対応は不十分であることを指摘し、特にデータマイニングや情報解析において権利制限の規定を明確化すべきであると提唱している⁽⁵⁵⁾。今回の第三次著作権法改正において、立法者は、学者や産業界の様々な提案を総合的に参考したと思い、これらの提案は、今後「著作権法实施条例」の改正に反映されるのであろう。特に、ネットワーク社会や人工知能に向けた権利制限のあり方について、多くの学説は、データマイニングや情報解析に関しては、EUや

(52) 熊琦「著作権合理使用司法認定標準釈疑」法学2018年1期183頁、186頁参照。

(53) 中国国務院「新一代人工知能発展规划」（2017年7月8日）参照。下記の国務院サイトにて掲載。http://www.gov.cn/xinwen/2017-07/20/content_5212064.htm

(54) 例えば、呉漢東「人工知能生成作品的著作権法之問」中外法学2020年Vol.32,No.3、徐小奔・楊依楠「論人工知能深度學習中著作權的合理使用」交大法学2019年第3期、劉友華・魏遠山「機器學習的著作權侵權問題及其解決」華東政法大學學報2019年第2期などがある。

(55) 張金平「人工知能作品合理使用困境及其解決」環球法律評論2019年第3期132頁参照。

日本の制度を参考に権利制限規定を設けるべきであると主張している。日米欧の権利制限規定を比較すると、米国型フェアユース規定は最も緩和的であり、EUの権利制限規定は最も保守的であるという特徴が見える。これらと対照的に、日本法は、その両者の特徴を兼ね備えて情報解析等に主に着目し柔軟な権利制限規定を設けたものである。これは、今後の人工知能やビッグデータ関連産業の発展において非常に有益な制度であると解される。⁽⁵⁶⁾これらの議論は、現行法13号「法律、行政規定が定めるその他の場合」の下で、現在改正作業中の「著作権法实施条例」に盛り込むことが期待される。

(56) 張金平「人工知能作品合理使用困境及其解決」環球法律評論 2019年第3期 128頁参照。